

## 第3章 水質汚濁対策

### 第1節 法律、条例に基づく規制

#### 第1 規制の概要

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。)及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っている。これら水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の長に、瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に委任されている。

#### 第2 施設設置の現況

##### 1 施設設置の許可及び届出件数

府域の公共用水域に1日当たりの最大排水量50<sup>m</sup>以上の排出水を排出する特定事業場において瀬戸内海法に基づき特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合に同法の許可及び届出を必要とする。

1日当たりの最大排水量50<sup>m</sup>未満の特定事業場において特定施設及び瀬戸内海法第5条の政令で定める特定施設の設置、構造の変更等を行う場合には水質汚濁防止法に基づく届出を必要とする。また、上水源地域に届出施設を設置する場合には府公害防止条例第43条に基づく許可を必要とする。

昭和52年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表3-3-1のとおりである。

##### 2 特定(届出)施設の設置工場の現況

瀬戸内海法、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく許可及び届出工場・事業場数は、昭和52年3月31日現在 5,155であり、これを水域別、業種別にみると表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の  
許可及び届出状況(昭和52年度)

(1) 瀬戸内海法に基づくもの

種別	府市	大阪府	大阪市	合計
設置許可		85	4	89
使用届出		5	0	5
構造変更許可		155	4	159
構造変更届出		0	0	0
氏名変更届出		83	8	91
汚染状態変更届出		31	0	31
廃止届出		66	13	79
承継届出		16	0	16
鉱山等使用届出		1	0	1
合計		442	29	471

(2) 水質汚濁防止法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		115	14	20	20	4	0	12	61	14	260
使用届出		82	8	8	6	0	0	1	14	6	125
構造変更届出		53	3	21	11	4	0	8	21	19	140
氏名変更届出		44	2	4	1	0	3	11	5	4	74
廃止届出		47	4	3	10	1	0	6	23	7	101
承継届出		15	0	3	1	0	1	0	0	2	22
合計		356	31	59	49	9	4	38	124	52	722

(3) 府公害防止条例に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		134	17	36	31	5	10	25	84	5	347
使用届出		101	8	7	11	1	0	3	23	5	159
構造変更届出		173	10	76	14	6	11	22	37	33	382
氏名変更届出		102	11	16	2	1	7	24	14	10	187
廃止届出		87	14	8	11	2	2	30	36	11	201
承継届出		23	0	5	2	0	1	5	1	3	40
事故届出		1	0	0	2	0	0	0	0	0	3
事故完了届出		2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
設置許可		59	0	0	0	0	0	6	0	15	80
合計		682	60	148	74	15	31	115	195	82	1,402

表3-3-3-2 法律及び府公害防止条例の対象工場数

(昭和59年3月31日現在)

区分	水城		淀川 (上流)	神崎川 (上流)	神崎川 (下流)	藤屋川	大阪市内 大河	川和川 (上流)	川和川 (下流)	川和川 (上流)	川和川 (下流)	州泉 (上流)	州泉 (下流)	州泉 (一般)	州泉 (臨海)	計
	適用 規制	届出 規制														
瀬戸内	16	33	52	101	0	97	25	14	156	20	516					
内	80	32	51	101	0	94	25	13	155	20	507					
港	77	3	119	140	17	1	21	0	94	32	507					
法	98	36	171	241	17	1	20	0	94	31	497					
水質汚濁防止法	93	35	170	240	13	98	46	14	250	52	1,023					
大阪府	53	120	109	387	0	319	41	93	762	15	1,899					
堺市	11	10	22	81	0	156	17	17	153	6	473					
堺市	105	1	232	638	20	2	81	0	375	26	1,560					
堺市	20	0	48	151	11	1	13	0	50	8	302					
堺市	238	121	341	1,025	20	321	122	93	1,137	41	3,459					
堺市	31	10	70	232	11	157	30	17	203	14	775					
堺市	15	26	26	67	0	75	14	45	93	16	377					
堺市	2	6	12	18	0	32	1	1	10	4	86					
堺市	43	0	53	134	12	0	6	0	27	21	296					
堺市	16	0	19	26	5	0	0	0	4	10	80					
堺市	58	26	79	201	12	75	20	45	120	37	673					
堺市	18	6	31	44	5	32	1	1	14	14	166					
堺市	86	179	187	555	0	491	80	152	1,011	51	2,792					
堺市	29	48	85	200	0	282	43	31	318	30	1,066					
堺市	308	4	404	912	49	3	108	0	496	79	2,363					
堺市	113	3	186	316	29	2	33	0	148	49	879					
堺市	394	183	591	1,467	49	494	188	152	1,507	130	5,155					
堺市	142	51	271	516	29	284	76	31	466	79	1,945					

(注) 1 政令市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で事務委任されている8市をいう(以下2)~(4)の表について同じ。  
 2 適用欄は最大排水量50m<sup>3</sup>/日以上の工場数を示す(ただし、瀬戸内海法第5条第1項に基づく政令で定めるものを除く。以下2)の表について同じ。  
 3 規制欄は排水基準の適用を受ける工場数を示す(以下2)~(4)の表について同じ。  
 4 届出欄のうち、水質汚濁防止法に係るものは瀬戸内海法適用工場以外の工場数を示し、府公害防止条例に係るものは同条例に基づく届出施設設置工場のうち法律適用工場を除く工場数を示す(以下3)及び4)の表について同じ。

(2) 瀬戸内海法に基づくもの

業種	水城		淀		川		神崎川上流		神崎川下流		屋川		大阪府内河川		大和川上流		計							
	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市								
食料品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6						
繊維製品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5						
木材・木製品製造業																								
パルプ・紙・紙加工品製造業																								
出版・印刷業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2						
化学工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4						
石油製品及び石油製品製造業																								
ゴム製品製造業																								
皮革																								
窯業・土石製品製造業																								
鉄鋼業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6						
非鉄金属製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3						
金属製品製造業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6	6						
機械器具製造業	5	4	5	4	2	2	2	5	11	11	16	16	11	11	16	16	27	27						
製造業一般																								
ガス供給業																								
家庭用施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
洗たく業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
自動式洗車施設	3	3	3	3	3	3	3	3	2	5	5	1	6	6	7	7	8	8						
水道施設	4	2	1	6	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1						
旅館業	4	3	4	3	4	3	2	1	3	5	4	1	2	2	3	3	3	3						
試験・研究機関	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	7	8	8	2	10	10	3	3						
し尿処理施設	4	4	4	6	4	5	5	15	15	55	70	14	14	21	21	35	35	35						
下水道終末処理施設																								
給食業																								
産業廃棄物処理施設																								
その他																								
計	18	16	80	77	96	93	33	32	3	36	35	52	51	119	119	171	170	101	101	140	139	241	240	
その																								
合																								

(昭和53年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水瀬		泉州一般		泉州磯海		合		計													
	府・委任市 対 象	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	計											
																規 制 用	通 用	規 制 用	通 用	規 制 用	通 用	規 制 用	通 用	規 制 用	通 用	規 制 用
食料品製造業	3	3	1	1	1	4	6	6	10	2	2	1	3	3	30	30	36	36	66	66						
繊維製品製造業	2	2	2	3	3	3	60	60	32	92	92				84	84	40	40	124	124						
木材・木製品製造業																	4	4		4	4					
パルプ紙加工品製造業							4	4									10	10	5	5	15	15				
出版・印刷業																			5	5		5	5			
化学工業						1	1	6	6	7	7	7	14	14	21	21	22	22	50	50	72	72				
石油製品及び石炭製品製造業																	2	2	2	2	2	2	2	2		
ゴム製品製造業																										
皮革業																										
窯業・土石製品製造業																										
鉄鋼業	1	1	1	1	1	1	19	19	2	21	21	4	4	6	6	10	10	34	34	35	35	69	69			
非鉄金属製造業																										
金属製品製造業	5	5	2	1	7	6	1	4	11	15	15	2	2	2	2	4	4	47	46	49	48	96	94			
機械器具製造業	4	4	1	1	5	5																				
製造業一般							1	1	3	3	4	4														
ガス供給業																										
電業調整施設	4	4																								
送電線路施設	1	1																								
自動式洗車施設																										
水道施設							1	2	2	2	2	2														
旅館業	2	2	2	2	2	2	7	6	1	8	7															
試験・研究機関	2	2					4	4	3	3	7	7														
し尿処理施設	2	2	15	17	17	7	7	45	45	25	70	70	1	1	1	1	153	152	166	165	319	317				
下水道排水処理施設																										
給食業																										
産業廃棄物処理施設																										
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	4	3	7	10	9	17	16				
合計	25	25	21	20	46	45	14	13	13	156	155	94	256	249	20	32	31	52	51	516	507	507	497	492	494	



(昭和33年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合 計		
	府・委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		
	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	規 劃 出 制	
食料品製造業	8	1	22	1	18	1	69	1	217	15	246	6	
繊維製品製造業	1	1	1	2	2	1	28	12	81	33	34	15	
木材・木製品製造業									2	1	1	2	
パルプ・紙加工品製造業					1							2	
出版・印刷業													
化学工業	1	1	2	3	2	1	4	1	4	1	19	8	
石油製品又は石炭製品製造業													
ゴム製品製造業													
皮革業	1	1		1								4	
窯業・土石製品製造業	1	5	1	6	8	21	2	4	1	25	3	5	
鉄鋼業	2	2		2	2	131	11		3	131	11	3	
非鉄金属製造業	1	1		2		1	2		1	2	3	23	
金属製品製造業	12	7	5	17	1	14	7	20	6	34	13	7	
機械器具製造業	3	3	12	11	12	11	59	56	3	62	56	1	
製造業一般						5	1		1	1	1	11	
ガス供給業												2	
電気の供給業	2	9	11	14	14	20	1	65	85	1	96	6	
洗たく業	1	13	14	4	4	69	40	1	109	1	152	2	
自動式洗濯施設	3	1	11	14	12	67	2	36	2	103	4	1	
水道施設						2						6	
旅館業	1	2	3	13	13	171	71	242	1		312	1	
試験・研究機関	1	1	1	1	1	11	8	13	7	24	15	43	
し尿処理施設	4	4	8	12	3	3	46	37	18	17	64	54	
下水道終末処理施設						2	2	2	4	1	1	2	
給食業												9	
産業廃棄物処理施設												23	
その他						2						8	
合 計	41	17	81	13	122	30	93	17	83	17	762	153	375
						50	137	203	15	6	26	8	41
													1,401
													899,473,560
													302,498,775

(4) 府公害防止条例に基づくもの

業種	水場		淀川			神崎川上流			神崎川下流			瀬川			大坂市内河川			大和川上流									
	大阪府	委託市	計	大阪府	委託市	計	大阪府	委託市	計	大阪府	委託市	計	大阪府	委託市	計	大阪府	委託市	計	大阪府	委託市	計						
	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出	規出						
食料品製造業	2	1	3	17	4	5	4	2	16	7	20	9	11	4	27	4	38	8				9	2				
繊維製品製造業								1	1	1	1		1		1							4		4			
木材・木製品製造業		1	1																					9	1		
出版・印刷業									2	1	3	1			1												
化学工業	2	6	8	5	2	5	2	3	1	9	3	12	4	22	6	38	9	60	15					12	8		
石油製品又は石炭製品製造業			1		1			1		1		1		1		3		4						6	3		
ゴム製品製造業		1	1	1				2	2		2	2	1	1	3	2											
皮革業																											
窯業・土石製品製造業	4	1	4	1	2	2	1	5	6		6	7	1	10	5	17	6					1	5	1	5		
鉄鋼業									1	1	1																
非鉄金属製造業	2		2	1	1			1	1	1	1	1															
金属製品製造業	1	1	1	2				1	3	4	1	3	5	8													
機械器具製造業								1	1	3	4	4															
製造業一般	6	6	2	12	2	6	3	7	5	2	16	7	6	1	30	3	36	4				2	2	2	5	5	
ガス供給業																											
倉庫郵便施設	1		1					4					1												5		
洗たく業																											
自動式洗濯施設																											
水道施設																											
旅館業																											
試験・研究機関																											
し尿処理施設																											
下水道終末処理施設																											
給水	6	3	6	3	1	1	4	3	2	7	2	7	4	11	4	18	8					8	8		8		
産業廃棄物処理施設	1	3	4	1		1	1			1	4	5	9									3	3		3		
その他													1	3	4							1	1	2		2	
合計	15	2	43	16	58	18	26	6	26	12	53	19	79	31	67	18	134	26	201	44		12	5	12	5	75	32



(昭和53年3月31日現在)

業種	水城			大和川下流			泉州上水源			泉州一般			泉州臨海			合計																			
	府・委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市																			
	出	届	計	出	届	計	出	届	計	出	届	計	出	届	計	出	届	計																	
食料品製造業	7	1	2	7	1	2	2	15	1	1	16	2	1	1	1	1	2	2	56	12	60	16	116	28											
繊維製品製造業				38			38	36	2	1	37	3							79	3	1	1	80	4											
木材・木製品製造業	2												7	1	2	2	9	3	19	2	9	5	28	7											
パルプ・紙・紙加工品製造業																							1	1											
出版・印刷業																							3	1	1	4	2								
化学工業	3			3				1	4	2	5	2	4	4	2	8	2	8	2	52	17	61	21	113	38										
石油製品及び石炭製品製造業																							8	3	4	12	3								
ゴム製品製造業								1															5	3	2	7	5								
皮革業																																			
窯業・土石製品製造業	1			1			1	4	1	1	5	1	2	1	2	2	1	22	4	21	6	43	10												
鉄鋼業	1			1				14			14									16		1	17												
非鉄金属製造業																							4	2	2	1	6	3							
金属製品製造業									1	1													3	2	4	3	10	5	12	3	22	8			
機械器具製造業	1			1			1	1	1	2	3												2	2	2	5	3	8	5	13	8				
製造業一般																							2	1	2	1	30	14	49	10	79	24			
ガス供給業																																			
図書館施設				1			3	3	5	8																									
洗たく業																																			
自動式洗濯機施設																																			
水道施設																																			
旅館業																																			
試験・研究機関																																			
し尿処理施設																																			
下水道終末処理施設																																			
給食業	2			2				9	5	12	21	5	4	4	4	4	4	29	17	38	9	67	26												
産業廃棄物処理施設	2			2				8			8		1	2	3	19	15																		
その他														1	1	1	3																		
合計	14	1	6	20	1	45	1	45	1	93	10	27	4	120	14	16	4	21	10	37	14	377	86	296	80	673	166								

### 第3 取締り指導状況

府並びに大阪市等8市の政令市においては、昭和52年度には延 6,154工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水水の採取検査、汚水処理施設の維持管理の改善等排水基準の遵守について指導を行った。

このうち排水基準に適合しないおそれのある8工場に対しては、水質汚濁防止法第13条の規定に基づき改善命令を発して汚水処理施設等を改善させた。

また、家畜飼養施設のうち豚房施設を設置する事業場における水質汚濁防止対策の遅れが目立ち、社会的にも問題となったことから108事業場について実態調査を実施し、このうち経営規模の大きい21事業場について、汚水処理施設の設置、改善等を重点的に指導した。

昭和52年度における工場に対する立入検査状況は表3-3-3のとおりである。

表3-3-3 立入検査状況 (昭和52年度)

工場数 府・委 任市	立 入 検 査 工 場 数									改 善 命 令 工 場 数										
	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
淀川	151						182		207	540										
神崎川	上流	104								106										
	下流	225	45			75	176	272		793	1									1
寝屋川	610	174		442				462	40	1,728		1 (1)		2 (1)				2 (1)		5 (3)
大阪市内河川		83								83										
大和川	上流	522		8						530										
	下流	80	10	64						154										
泉州	上水源	65								65										
	一般	759		779						1,538	2									2
	臨海	208		409						617										
合 計	2,724	312	1,260	442	75	176	456	462	247	6,154	3	1 (1)		2 (1)				2 (1)		8 (3)

(注) 1 立入検査工場数は延数である。

2 改善命令工場数の( )内は、併せて施設の一時停止命令を発令した工場数で、内数である。

#### 第4 産業排水に係る汚濁負荷量削減状況

府域における産業排水の汚濁負荷量の目標については、瀬戸内海法に基づき化学的酸素要求量（COD）を昭和51年11月を目途に74トン/日とすることとされていたが、環境管理計画に示す中間削減目標を同時に満足するように上乘せ排水基準を改正強化し、目標達成に努めてきた結果、昭和51年11月時点における産業排水に係るCOD排出汚濁負荷量は68.5トン/日にまで削減され、瀬戸内海法の目標及び環境管理計画の中間目標を達成した。

昭和52年5月に瀬戸内海関係11府県が同時に実施した産業排水に係るCOD排出汚濁負荷量実測調査においても、府域におけるCOD排出汚濁負荷量は67.0トン/日となっており、目標汚濁負荷量の限度内であることを確認した(表3-3-4)。

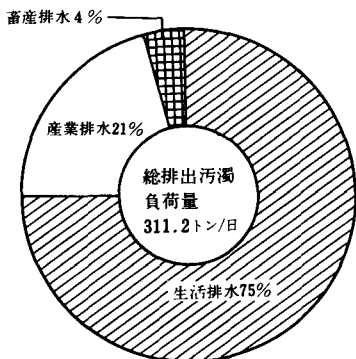
なお、府域のBOD排出汚濁負荷量は全体で311.2トン/日と推定されており、うち産業排水は21%、生活排水は75%であり、生活排水の占める割合が高くなっている(図3-3-1)。

表3-3-4 産業排水に係るCOD排出汚濁負荷量削減状況

(単位：トン/日)

区 分	負 荷 量	備 考
昭和47年度排出汚濁負荷量	151.3	環境庁試算は149トン/日
昭和51年度推定排出汚濁負荷量	158.4	工業用水の伸び等を勘案して推定
昭和51年度目標排出汚濁負荷量	71.9	環境庁割当て負荷量は74トン/日
昭和51年11月実測排出汚濁負荷量	68.5	産業排水汚濁負荷量実測調査より算出
昭和52年5月実測排出汚濁負荷量	67.0	〃

図3-3-1 府域のBOD排出汚濁負荷量



- (注) 1 大阪地域公害防止計画(昭和53年3月策定)の昭和51年度データによる。  
2 産業排水とは法律及び条例の届出対象工場からの排水を示す。

## 第2節 下水道の整備

### 第1 第4次下水道整備5カ年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策に合わせて第1次下水道整備5カ年計画（昭和38～42年度）から逐次、第2次（昭和42～46年度）、第3次（昭和46～50年度）の計画を策定して、その整備を図ってきた。

これに続き、昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画を策定し、流域下水道、公共下水道等の整備促進に努めており、昭和52年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ。）は大阪市域では96.1%、大阪市域を除く府下の地域では28.3%で、府全域では50.6%となり、前年度から1.6%の進捗をみせている。

同計画の目標年次である昭和55年度には60%の普及率を目標としているが、大阪市域を除く府下の地域における普及率を引き上げ、水質汚濁に係る環境基準を達成するためには、更に積極的に下水道の整備を図っていく必要がある（表3-3-5）。

表3-3-5 第4次下水道整備5カ年計画による普及状況（処理人口普及率：%）

区分 \ 年度	昭51	52	55(目標年度)
大阪市域	95.0	96.1	98.4
大阪市を除く府域	26.6	28.3	41.0
府全域	49.0	50.6	60.0

### 第2 下水道の整備事業

#### 1 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図3-3-2）。

昭和52年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、

寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費 318億4,448万円）を実施した（表3-3-6）。

図3-3-2 流域下水道事業計画区域図

(昭和53年3月31日現在)

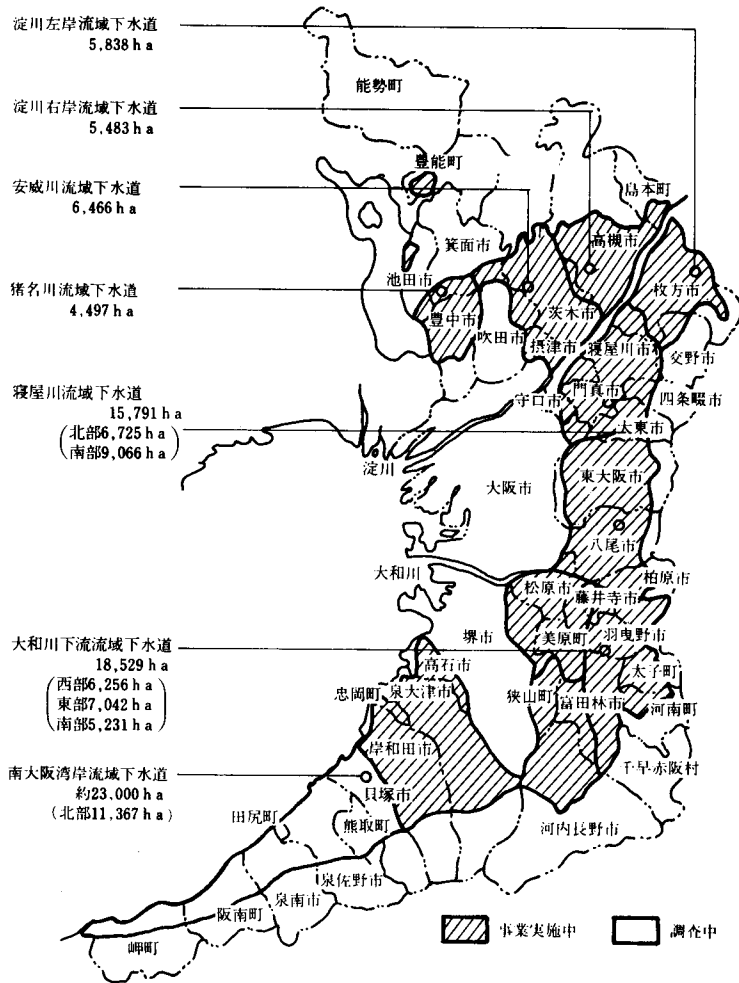


表3-3-6 流域下水道事業全体計画

(昭和53年3月31日現在)

区分	流域下水道名												合 計	
	猪 名 川	威 川	淀川右岸	淀川左岸	渡 部	屋 川	南 部	川 東	和 東	下 川	南 部	流 部		北 部
全 区	4,497 (10,458)	6,466	5,483	5,838	6,725	9,066	6,256	7,042	5,231	11,367 (25,606)	5,231	11,367 (25,606)	67,871 (79,604)	
処理人口(万人)	65.5 (128.0)	61.0	56.0	69.2	59.0	95.0	51.1	41.0	37.4	55.8 (103.2)	37.4	55.8 (103.2)	591.0 (638.2)	
事業管渠延長(km)	29.7 (45.6)	40.7	20.2	21.6	56.2	67.8	50.8	45.3	20.4	44.6 (64.7)	20.4	44.6 (64.7)	446.7 (446.7)	
事業ポンプ場(カ所)	—	4	1	1	9	9	1	2	3	32 (35)	3	32 (35)	32 (35)	
管内処理場(カ所)	原田1	中央1	高規1	清1	清池1	川俣1	今池1	大井1	狭山1	北部1 (北中・南部3)	10 (12)	10 (12)	10 (12)	
内容	404,700 (844,500)	562,500	450,000	522,000	236,000	285,000	522,000	210,000	193,000	630,000 (1,204,000)	630,000 (1,204,000)	630,000 (1,204,000)	4,015,200 (4,589,200)	
事業管渠延長(km)	20.6	14.7	1.7	0.4	31.5	22.2	2.7	0.3	0	0	0	0	1.8	
ポンプ場(カ所)	—	4	1	0	6	6	0	0	0	0	0	0	20 (25)	
処理場(カ所)	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
内容	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	(一部使用開始)	
事業費(億円)	146	254	125	37	330	378	57	65	4	45	4	45	1,441	
処理能力(トン/日)	154,400 (377,000)	40,000	17,000	0	86,000	171,000	0	0	0	0	10,000	0	428,400	
処理人口(人)	179,000 (278,000)	90,000	53,000	0	215,000	570,000	0	0	0	0	33,000	0	1,135,000	
関 係 市 町	豊中市、池田市、箕面市、豊能町	茨木市、吹田市、高槻市、箕面市、寝屋川市	高槻市、茨木市、島本町	枚方市、交野市	大阪市、守口市、門真市、枚方市、川口市、交野市、葛城市、豊中市、東大阪市	大阪市、東大阪市、八尾市、寝屋川市、藤井寺市	大阪市、東大阪市、八尾市、寝屋川市、藤井寺市、山崎町、美原町	大阪市、松原市、豊田町、美原町	豊田町、羽曳野市、河内長野市	豊田町、河内長野市、高石市、岸和田市、泉南市、泉佐野市、熊取町、田尻町、岬町、阪南町	豊田町、箕面市、和泉市、高石市、岸和田市、泉南市、泉佐野市、熊取町、田尻町、岬町、阪南町	豊田町、箕面市、和泉市、高石市、岸和田市、泉南市、泉佐野市、熊取町、田尻町、岬町、阪南町	豊田町、箕面市、和泉市、高石市、岸和田市、泉南市、泉佐野市、熊取町、田尻町、岬町、阪南町	31市11町
処理開始年月日	昭和40年度から調査 昭和41年度から事業実施中 (公共下水道として昭和39年度から実施)	昭和44年度から調査 昭和45年度から事業実施中 (公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和44年度から調査 昭和45年度から事業実施中 (公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和38年度から調査 昭和40年度から事業実施中	昭和39年度から調査 昭和41年度から事業実施中	昭和41年度から調査 昭和45年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和41年度から調査 昭和49年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和41年度から調査 昭和49年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和41年度から調査 昭和49年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和41年度から調査 昭和49年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和41年度から調査 昭和49年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和45年度から調査 北部については昭和48年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和45年度から調査 北部については昭和48年度から事業実施中 (一部を公共下水道として昭和42年度から実施)	( )は公共下水道として実施中

(注) 1 「猪名川」欄の( )内は実施年度との合計分を示す。  
2 「南大阪湾岸」欄の( )内は北部、中部、南部の合計分を示す。

## 2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和52年度においては、大阪市ほか26市4町1組合及び府企業局で総額725億円（うち府補助金16億235万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和52年度末の府域における下水道の普及状況（行政区域内人口に対する比率）は、処理人口については50.6%であるが、大阪市（96.1%）を除けば、28.3%にとどまっている。また、排水人口については51.5%であり、大阪市（96.1%）を除くと29.5%である（図3-3-3及び図3-3-4）。

図3-3-3 公共下水道普及状況（昭和53年3月31日現在）

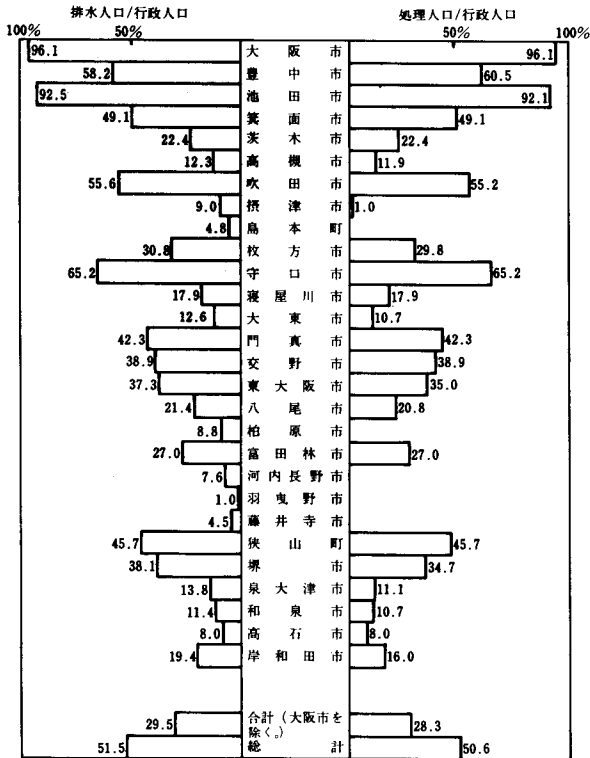
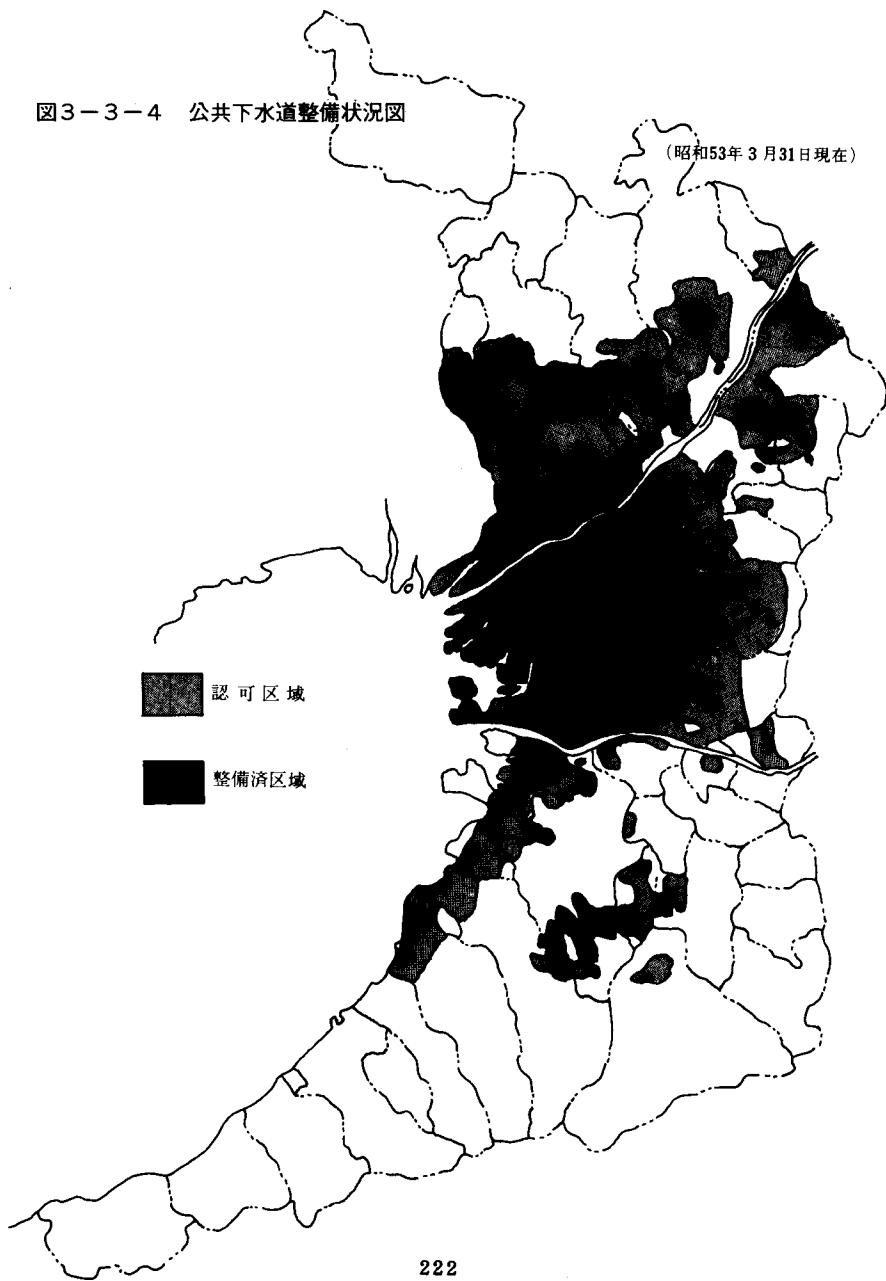


図3-3-4 公共下水道整備状況図

(昭和53年3月31日現在)





### 3 都市下水路

都市下水路は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和52年度においては、高槻市を始め17市1組合において総額26億6,160万円（うち府補助金1億4,000万円）で30水路について都市下水路整備事業が実施された。

### 4 特定公共下水道

特定公共下水道は主として工場排水を排除する場合に設置されるものであるが、昭和52年度には東大阪市において総額4億102万円（うち府補助金3,750万円）で特定公共下水道事業が実施された。

### 5 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和52年度には池田市において総額2億100万円で特定環境保全公共下水道事業が実施された。

## 第3節 河川、港湾等の浄化

### 1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚では、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和52年度において神崎川、堂島川の汚でい約2万5,700㎡をしゅんせつしたほか、府下の各河川においても堆積土砂の除去を行った。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

更に府民に公德心の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター（7,000枚）の配付等を行った。

### 2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた（表3-3-7）。

表3-3-7 港湾浄化事業実施状況（昭和52年度）

(1) 廃油処理実績

区 分	水 バ ラ ス ト	ビ ル ジ	コレクトオイル
隻 数	7 (6)	69	17 (3)
処 理 量 (㎡)	22.0	157.0	77.2

(注) 隻数欄の( )内は、ビルジ処理の際に水バラスト、コレクトオイルも併せて処理した隻数の内数である。

(2) 清掃船の処理実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 寺 地	浜 寺 路	大 津 地	大津南泊地	防 堤 波 外	その他	合 計
出動回数	92	101	89	12	10	22	11	1	—	338
回収量(㎡)	747	441	264	12.5	3	44.5	18	—	—	1,530

3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和52年度には泉北5区の橋梁下公園、泉北7区の緑道・グリーンベルトの建設を行うとともに、樹木の剪定、灌水等の維持管理を行った（表3-3-8）。

表3-3-8 緑地建設の進捗率

地 区		全 体 計 画	昭和51年度までの実績	昭 和 52 年 度	昭和52年度までの進捗率
堺 泉 北 港	泉北1区	2,590㎡	2,590㎡	—	100%
	泉北4区	3,670	3,670	—	100
	泉北5区	50,900	24,885	3,800㎡	56
	泉北6区	53,340	0	0	0
	泉北7区	64,400	9,133	13,645	35
	計	174,900	40,278	17,445	33
阪 南 港	阪南1区	120,000	10,907	0	9
	岸和田地区	1,500	1,500	—	100
	忠岡地区	7,300	7,300	—	100
	木材地区	6,550	6,550	—	100
	計	135,350	26,257	0	19
合 計		310,250	66,535	17,445	27

#### 4 浄水場の沈でん汚でい処理

水質汚濁防止対策の一環として村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚でいの処理を実施しており、昭和52年度には、各浄水場において沈でん汚でい約7万2,100トンの処理を行った（表3-3-9）。

表3-3-9 浄水場沈でん汚でい処理状況

(単位：トン)

浄水場名	村野	庭窪	大庭	三島	合計
処理量	56,799	3,993	9,288	1,992	72,072

### 第4節 公共用水域の監視等

#### 第1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づき、河川及び海域の水質測定については府域の主要79河川（113地点）及び大阪湾海域（18地点）に調査地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む32項目、海域では健康項目を含む30項目について、毎月、定期的に監視測定を行っている。

また、海域の底質測定については大阪湾海域に9地点の調査地点を設定し16項目の底質調査を実施した。

昭和53年度の測定計画については、府水質審議会の答申「昭和53年度公共用水域の水質測定計画について」（昭和53年2月16日諮問、同日答申）に基づき、河川について一部測定機関の変更を行ったが、ほぼ前年度と同様の調査計画となっている（表3-3-10）。

表3-3-10 公共用水域の水質測定計画（昭和53年度）

(1) 測定地点及び測定機関

区分	水域	測定地点 の区分	測定機関							合計		
			大阪府	近畿地方 建設局	大阪市	堺市	東大阪市	高槻市	枚方市		豊中市	
水質測定	河川	淀川水域	基準点		8				3	3		14
			準基準点									
			合計		8				3	3		14
	河川	神奈川水域	基準点	10	3						1	14
			準基準点	6								6
			合計	16	3						1	20
	河川	寝屋川水域	基準点	5		1		1				7
			準基準点	2		3		2				7
			合計	7		4		3				14
	河川	大阪市内 河川水域	基準点			11						11
			準基準点			1						1
			合計			12						12
	河川	大和川水域	基準点	5	5		1					11
			準基準点				1					1
			合計	5	5		2					12
河川	泉州諸河川 水域	基準点	22			1					23	
		準基準点	10			8					18	
		合計	32			9					41	
河川計	河川計	基準点	42	16	12	2	1	3	3	1	80	
		準基準点	18		4	9	2				33	
		合計	60	16	16	11	3	3	3	1	113	
海域	大阪湾	基準点	15								15	
底質測定	海域	大阪湾	測定点	9							9	

(2) 測定回数表

区分		生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目	
			健康項目A	健康項目B		
水 質 測 定	河 川	基準点 (A)	年 12 回 (毎月)	年 2 回 (8月、 翌年2月)	年2回(ただし、総窒 素、総リンは年4回) (8月、翌年2月、 ただし、総窒素、 総リンは5月、8 月、11月、翌年2月)	
		基準点 (B)				年 4 回 (5月、8月、 11月、翌年 2月)
		通目 測定点	年1回以上(各1回に ついて、2時間おき13 回採水分析する。)			
	海 域	準 基準 点 (C)	年 4 回 (5月、8月、11月、 翌年2月)	年 4 回 (5月、8月、 11月、翌年 2月)	年 1 回 (8月)	年1回(ただし、総窒 素、総リンは年2回) (8月、ただし、総 窒素、総リンは8 月、翌年2月)
		基 準 点 (S)	年 12 回 (毎月)	年 2 回 (8月、 翌年2月)	年 1 回 (8月)	年 2 回 (8月、翌年2月)
底 質 測 定	海 域		年 2 回 (8月、翌年2月)	年 1 回 (8月)	年 1 回 (8月)	

## 第2 水質自動監視所による監視・測定

水質の自動測定については、府では昭和45年度に一津屋（摂津市）に水質自動監視所を設置しているが、このほか大阪市では昭和45年度から50年度にかけて計10地点、茨木市では昭和46年度に安威川流域に1地点、また、国においては近畿地方建設局が昭和45年度から昭和47年度の間に計6地点を設置し、現在、18地点で水質自動測定施設が稼働している（表3-3-11及び図3-3-5）。

測定項目については、測定地点により異なるが水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、濁度、電導度、シアン、COD、全有機炭素（TOC）、酸化還元電位（ORP）、アンモニアである。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局（泉佐野沖）及びその基地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、pH、流向、流速について連続測定を行っている。

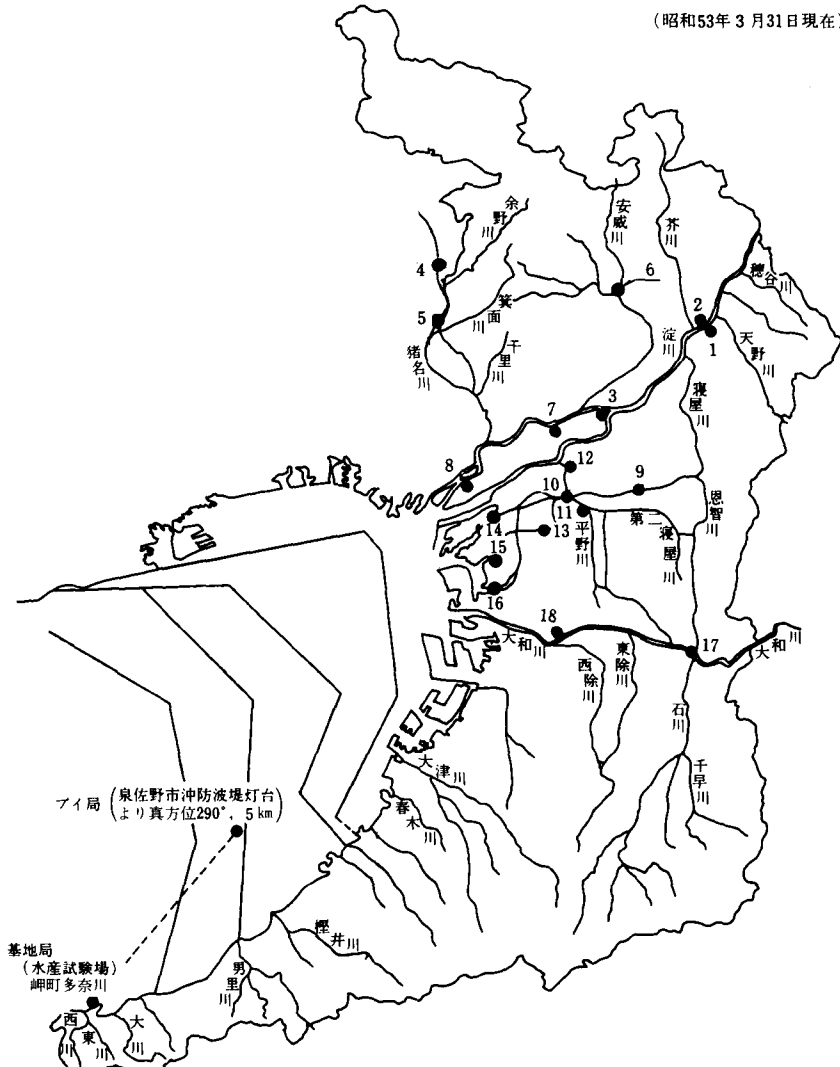
表3-3-11 水質自動測定施設の設置状況

（昭和53年3月31日現在）

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目									
					水温	pH	DO	濁度	電導度	COD	TOC	シアン	ORP	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○			○		
2	〃	〃 右岸	〃	〃	○	○	○	○	○			○		
3	〃	摂津市一津屋右岸	大阪府	〃	○	○	○	○	○		○	○		
4	猪名川	銀橋	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○					○
5	〃	軍行橋	〃	46	○	○	○	○	○			○		○
6	安威川	西河原橋	茨木市	〃	○	○	○	○	○			○		
7	神崎川	下新庄	大阪市	〃	○	○	○	○	○	○			○	
8	〃	出来島	〃	〃	○	○	○	○		○				
9	寝屋川	今津橋	〃	45	○	○	○	○	○	○				
10	〃	京橋	〃	48	○	○	○	○	○	○				○
11	平野川	猫間橋	〃	47	○	○	○	○	○	○				○
12	大川	毛馬町	〃	50	○	○	○	○	○	○				○
13	道頓堀川	大黒橋	〃	45	○	○	○	○	○	○				○
14	安治川	安治川大橋	〃	47	○	○	○	○	○	○				○
15	尻無川	河口	〃	49	○	○	○	○		○				
16	木津川	千本松渡	〃	48	○	○	○	○	○	○				○
17	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○			○		
18	〃	浅香	〃	47	○	○	○	○	○			○		

図3-3-5 水質自動測定施設設置現況図

(昭和53年3月31日現在)



(注) 図中の番号は表3-3-11の番号に対応する。

### 第3 瀬戸内海環境保全対策等に関する関係府県市との協議

#### 1 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海の環境保全を図るため瀬戸内海沿岸11府県3市（大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、大阪市、神戸市、北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和52年度（第7回会議）において、瀬戸内海法の後継法に盛り込むべき事項等について協議を行い、昭和52年9月9日及び同年12月10日の2回にわたり、国に対して①排水規制の強化及び赤潮対策の確立 ②下水道整備の重点的促進 ③埋立てに関する環境影響評価の確立 ④船舶航行の安全対策 ⑤瀬戸内海環境保全計画に係る財政上の特例措置 ⑥廃棄物処分地の確保 ⑦海岸環境整備事業の促進 ⑧生物の総合調査と生物指標の導入 ⑨調整機関の設置 ⑩瀬戸内海環境科学総合研究所（仮称）の設置について要望を行った。

また、昭和53年2月16日には「瀬戸内海に対する水質総量規制制度の導入並びに瀬戸内海環境保全特別措置法の制定に関する意見書」を国の関係各省庁及び国会に提出し、要望を行った。

#### 2 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾の水質汚濁の防止を図るため大阪湾沿岸3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和52年度（第5回総会）において①赤潮の防止対策 ②下水道の整備促進 ③廃棄物の処分地の確保 ④海面及び海底の清掃 ⑤財政上の特例措置について協議を行い、関係各省庁及び国会への要望を行った。

#### 3 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪湾の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪湾海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。